

あきる野市 特定教育・保育施設等の利用者負担額

(0歳から2歳児)

階層区分		利用者負担額（単位：円）	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。以下同じ。）の区市町村民税が非課税の世帯	0	0
第3階層	第1階層を除き、当該年度分の区市町村民税が均等割額のみ課税の世帯	5,200 (2,600)	5,100 (2,550)
第4階層	第1階層及び第3階層を除き、当該年度分の区市町村民税の所得割額が右記の区分に該当する世帯	5,000 円未満	6,200 (3,100)
第5階層		5,000 円以上 24,300 円未満	7,000 (3,500)
第6階層		24,300 円以上 32,600 円未満	8,200 (4,100)
第7階層		32,600 円以上 40,900 円未満	9,600 (4,800)
第8階層		40,900 円以上 48,600 円未満	11,000 (5,500)
第9階層		48,600 円以上 57,200 円未満	12,200 (6,100)
第10階層		57,200 円以上 64,700 円未満	15,500 (7,750)
第11階層		64,700 円以上 71,300 円未満	15,800 (7,900)
第12階層		71,300 円以上 77,800 円未満	16,600 (8,300)
第13階層		77,800 円以上 84,300 円未満	20,300 (10,150)
第14階層		84,300 円以上 91,300 円未満	24,700 (12,350)
第15階層		91,300 円以上 103,000 円未満	28,600 (14,300)
第16階層		103,000 円以上 115,700 円未満	31,600 (15,800)
第17階層		115,700 円以上 134,300 円未満	34,100 (17,050)
第18階層		134,300 円以上 153,300 円未満	36,200 (18,100)
第19階層		153,300 円以上 173,300 円未満	38,400 (19,200)
第20階層		173,300 円以上 213,600 円未満	40,300 (20,150)
第21階層		213,600 円以上 253,900 円未満	42,300 (21,150)
第22階層		253,900 円以上 314,800 円未満	44,100 (22,050)
第23階層		314,800 円以上 385,600 円未満	45,900 (22,950)
第24階層		385,600 円以上	48,200 (24,100)

(単位：円)

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	2,400	2,400
第4階層	2,870	2,870
第5階層	3,240	3,240
第6階層	3,790	3,790
第7階層	4,440	4,440
第8階層	5,090	5,090
第9階層	5,090	5,090
第10階層	5,090	5,090
第11階層	5,090	5,090
第12階層のうち当該年度分の区市町村民税の所得割額が 77,101円未満の世帯	5,090	5,090